

入間市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する規則（案）概要

対象となる要件

《対象となる犯罪被害》

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為が対象となり、日本国内、日本国外の日本船舶・日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為をいう。

《支給の要件》

- ① 犯罪被害者は、対象となる犯罪被害の行為が行われたときにおいて、市内に住所を有している。
- ② 警察に被害が認知されている。
- ③ ②の認知事実が警察等の関係機関への照会等により確認ができる。

種類と内容

種類	支給額	支給対象者	要件
遺族見舞金（※1）	30万円	亡くなった被害者の第1順位遺族（※2）	死亡
重傷病見舞金	10万円	重傷病を負った被害者。申請時においても市内に住所を有している者。	医師の診断により療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院の場合
一時避難費用の支援金（※3）	1泊 上限5千円 （7泊まで）	被害者及び同居の家族。申請時においても市内に住所を有している者。	一時避難が必要と認められる場合
引越し費用の支援金（※3）	上限10万円	被害者、遺族（※2）	従前の住居に住み続けることが困難な事情が認められる場合

※1 重傷病見舞金を支給している場合の遺族見舞金は、重傷病見舞金額を減じた額を支給。

※2 遺族の範囲及び順位：配偶者（事実婚関係やパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあった方を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。

※3 支援金の支給については、1犯罪被害につき1回。

支給の制限

犯罪被害に遭われた方やご遺族が以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ・他の地方公共団体から見舞金等と同種の支給を受けているとき
- ・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき
- ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき
- ・暴力団員や暴力団関係者であったとき
- ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき

申請期限

見舞金は、死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過した時又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過した時は申請することができない。

支援金は、当該犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは申請することができない。